

12センチメートル	8.4センチメートル 写真貼付面																				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第 号</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">職 氏 名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">火薬類取締法第43条第4項の規定による</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">立 入 検 査 証</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日 発行</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">有効期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 経 済 産 業 大 臣 産 業 保 安 監 督 部 長 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">印</td> </tr> </table>	第 号	職 氏 名			生年月日		火薬類取締法第43条第4項の規定による			立 入 検 査 証			年 月 日 発行			有効期間			経 済 産 業 大 臣 産 業 保 安 監 督 部 長 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長	
第 号	職 氏 名																				
	生年月日																				
火薬類取締法第43条第4項の規定による																					
立 入 検 査 証																					
年 月 日 発行																					
有効期間																					
経 済 産 業 大 臣 産 業 保 安 監 督 部 長 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長		印																			

火薬類取締法抜粋 第43条 経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。 4 前3項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。 5 第1項から第3項までの規定による立入検査は、関係者の正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第61条 次の各号の1に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 5 第35条第1項、第43条第1項から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
--